

議 第 2 2 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す  
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例  
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 2 月 2 2 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 ( 令 和 元 年 条  
例 第 1 7 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中

「

147,465円	6,790円	915円
152,800円	6,850円	970円
160,000円		
162,848円	6,909円	987円
179,220円	7,380円	1,280円
184,597円		
216,424円	10,206円	1,466円
330,000円		2,780円
157,700円		
184,300円	8,190円	1,440円
204,000円		1,600円

260,400円	10,710円	1,930円
329,500円		
194,400円		

」を

「

147,465円	6,965円	915円
156,800円	7,029円	995円
164,200円		
162,848円	6,909円	987円
179,220円	7,572円	1,313円
184,597円		
216,424円	10,206円	1,467円
330,000円		2,780円
161,900円		
189,100円	8,400円	1,477円
209,400円		1,642円
267,200円	10,990円	1,930円
338,100円		
199,500円		

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後						改正前					
別表（第2条、第8条関係）						別表（第2条、第8条関係）					
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	147,465円	6,965円	915円	事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	147,465円	6,790円	915円
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	156,800円	7,029円	995円		2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	152,800円	6,850円	970円
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	164,200円				3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	160,000円		
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	162,848円	6,909円	987円	技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	162,848円	6,909円	987円

		改正後					改正前				
		高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,220円	7,572円	1,313円	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,220円	7,380円	1,280円		
		保育業務の担当、高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	184,597円			保育業務の担当、高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	184,597円				
		医療業務の職務その他規則で定めるもの	216,424円	10,206円	1,467円	医療業務の職務その他規則で定めるもの	216,424円	10,206円	1,466円		
		高度の知識経験を必要とする医療業務又は相当高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	330,000円		2,780円	高度の知識経験を必要とする医療業務又は相当高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	330,000円		2,780円		
	相談・指導職	指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	161,900円			指導員又はこれに相当する職（以下「指導員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	157,700円				
		相談員又はこれに	189,100円	8,400円	1,477円	相談員又はこれに	184,300円	8,190円	1,440円		

